## AsahiNet 光電話利用規約 新旧対照表 2021年7月1日改正

改正後	備考	改正前
第3条用語の定義 第2項		第3条用語の定義 第2項
(略)		
(24)「電話リレーサービス」とは、聴覚障害者等による電話の	(追加)	
利用の円滑化に関する法律に規定する、手話通訳者などがオペ		
レータとして聴覚障害者等による手話・文字を通訳することに		
より、聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の意思疎通を仲介する		
<u>サービスをいいます。</u>		
(25)「電話リレーサービス料」とは、電話リレーサービス提供	(追加)	
の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号		
の数に比例した額を、電話リレーサービス支援機関を通じて、		
電話リレーサービス提供機関に支払うために、当社が本会員か		
ら本規約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいま		
<u>す。</u>		
(野各)		
料金表 第1表		料金表 第1表
第1類 基本料金		
第1 音声利用IP通信網サービスに係るもの		
1 適用		
(略)		
(4) 電話リレーサービス料の適用	(追加)	
契約者回線番号および追加番号について、1 番号ごとに電話リ		
レーサービス料の支払いを要します。		
(略)		
第6類 電話リレーサービス料に関する料金	(追加)	
電話リレーサービスに関する料金の具体的な金額等について		
は、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。		